

◎新潟県告示第1303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年12月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市大和字村上466番2から 同市千種字谷地671番3まで	新	(A)9.2～54.8メートル	4,895.1メートル
佐渡市新穂皆川317番8から 同市千種字谷地671番3まで		(B)13.0～54.8メートル	961.2メートル
佐渡市大和字村上466番2から 同市千種字谷地671番3まで	旧	9.2～54.8メートル	4,895.1メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用

一部区間県道金井新穂線、県道金井畑野線と重用